



チャリティ寄附先団体 募集要項

1 公募目的

横浜マラソンにおけるチャリティ枠の充実を目指し、寄附先団体を幅広く募ることにより支援の輪を広げ、チャリティ文化の普及をめざします。

2 公募内容

横浜マラソン 2023 では、4テーマについて大会として支援するため、チャリティ先を公募します。

チャリティ枠により集められた募金は、採択された寄附先団体に交付し、各公募対象分野に活用していただきます。

- 【1】 障害者スポーツの活動活性化・日常化を推進
- 【2】 未来を担う子どもの健康増進・小児医療環境の向上
- 【3】 すべての人が活躍できる男女共同参画社会の実現
- 【4】 緑や水資源など、豊かな自然環境の保全

3 応募資格

上記4テーマのいずれかについて活動し、下記のすべての条件を満たす団体が応募できます。

- (1) チャリティの趣旨に賛同し、横浜マラソン組織委員会と協力してチャリティ文化の普及・啓発に主体的に取り組むことのできる団体であること。
- (2) 法人格を有する非営利団体であること。
- (3) 神奈川県内に拠点を持ち、活動実績が応募時点で3年以上の団体であること。
- (4) 1年間の年度決算書等をホームページで開示していること、かつホームページで活動が閲覧できる団体であること。
- (5) 寄附金控除に関する証明書を発行することができる団体であること。
- (6) 団体名義の金融機関口座を持っていること。
- (7) 当事務局との各種手続きについて、日本語で対応が可能であること。
- (8) 応募時点における直近3年間に、法令違反、不正行為など、公益に反する事実がないこと。(例：行政処分、労働訴訟など)
- (9) 以下のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 個人的な活動や趣味的なサークルの団体
 - イ 政治活動や宗教活動を目的とする団体
 - ウ 反社会的勢力と関係を持つ団体（取引先を含む）

4 応募期間

2023年2月6日（月）から2023年2月20日（月）まで

5 応募方法

- (1) 横浜マラソン公式サイトから申込書、エントリーシートをダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、横浜マラソン事務局まで郵送またはメールでご提出してください。

[締切：2023年2月20日(月)] 17:00までに到着していない場合は無効

※ 申込書、エントリーシートは、印刷した際に記入内容が全て表示されているかを確認の上、メールでの提出の場合は「エクセルファイル」と「PDFファイル」の両方をお送りください。

※ 送付先については、下記7よりご確認ください。

- (2) 次の添付書類を郵送してください。(各1部) [2023年2月22日(水) 必着]

ア 定款(規約、会則等)

イ 役員名簿

ウ 直近年度の事業報告書・決算書

エ 当該年度の事業計画書・予算書

オ 団体概要がわかる冊子

※ 上記以外の資料の提出をお願いする場合があります。

6 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募に当たっては、横浜マラソンチャリティ枠4テーマの中から1つを選択してお申し込みください。
- (2) 同一団体で複数のテーマへのお申し込みはできません。

7 提出先・問い合わせ先

横浜マラソン組織委員会事務局 チャリティ担当者宛

〒231-0015 横浜市中区尾上町6-81 ニッセイ横浜尾上町ビル3階

E-mail: service@yokohamamarathon.jp

TEL: 045-651-0666 (平日午前10時~午後16時)

8 選考基準

提出された書類に基づき、以下の基準で選考の上、寄附先団体を決定します。

- (1) 応募動機と活動状況
- (2) チャリティに対する意欲とコラボレーション企画の提案
 - ア ランナー募集に対する意欲があり、多くのチャリティランナーを集めることが期待できる。
 - イ チャリティランナーの支援内容に創意工夫があり、実行することができる。
- (3) 告知や広報活動を積極的に行えるか
 - ア 発信による波及効果が期待できる(SNSのフォロワー数等)。
 - イ 発信頻度が高く、積極性が感じられる。
 - ウ 横浜マラソンのチャリティ枠を理解し、広報活動を効果的に行うことができる。

9 選考結果

選考結果については、結果に関わらず、2023年3月上旬に書面で通知するとともに、決定団体名を横浜マラソン公式サイトに掲載します。

10 決定後の手続き

横浜マラソン組織委員会と、寄附金の取り扱いに関する覚書を締結します。

チャリティ枠により集まった寄附金は、横浜マラソン事務局の口座から、手数料等を差し引いた額を、寄附先団体に振り込みます。

11 寄附先団体にご協力いただきたいこと

下記の通り、団体の活動紹介やランナーとの交流を図ってください。

- (1) 大会募集期（3～4月ごろ）の広報・PR
- (2) 寄附者へのフォロー（お礼のご連絡、活動報告、寄附証明書の発行など）
- (3) 横浜マラソン ONLINE EXPO で掲載するページバナーの用意

12 寄附金の使途・報告

寄附金については、各団体のホームページ等で情報公開するとともに、「寄附金活用事業の事業報告書」及び「寄附金の使途報告書」等を提出していただきます。

13 寄附先団体の取り消し

下のいずれかに該当する場合、寄附先団体の資格を取り消します。

- (1) 「3 応募資格」を満たさなくなった場合
- (2) 団体が活動を停止、又は解散する場合（その手続きに入った場合も含む）
- (3) 法人格の認証が取り消されるなど非営利団体としての活動が困難な場合
- (4) その他組織委員会が取り消しの必要があると判断した場合

（寄附先団体の取り消しによる寄附金の取り扱いについて）

- (1) チャリティ枠による募金は、資格を取り消した寄附先団体には交付せず、当該年度の他の団体に均等に配分します。
- (2) すでに寄附先団体に交付している寄附金については、全額、組織委員会に返金することとし、当該年度の他の団体に均等に配分します。
- (3) 横浜マラソン組織委員会は、取り消しによる事務処理に関する諸費用、寄附者からの抗議による被害、風評被害その他の損害について、当該団体に損害賠償請求できるものとしします。